

中国四国九州医学図書室ネットワーク会則

第1条（名称）

この会は、中国四国九州医学図書室ネットワーク(略称中四九ネット)という。(以下本会という)

第2条（所在地）

本会の所在地は、会長勤務先の機関へ置く。

第3条（目的）

本会は会員相互の緊密な連携と協力により、「生命を扱う医学知識という情報を提供する」という病院図書室の使命を果たすために、病院図書室の充実と医療情報活動に貢献することを目的とする。

第4条（組織）

本会は、第3条の目的に賛同する病院図書室および医療関連施設の図書室等をもって組織する。

第5条（事業）

本会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 雑誌所蔵目録の運営
2. 文献の相互貸借
3. 会報の発行
4. その他必要と思われる事業

第6条（入会および退会）

1. 本会に入会を希望する施設は別に定める入会資格を必要とする。
2. 本会の退会を希望する場合はその旨の届出を必要とする。
3. 本会を退会する場合は、年度内の2月末までに届出を提出する。それ以降の退会は次年度の会費を納入しなければならない

第7条（義務）

本会の会員は次に定める義務を負う。

1. 会費の納入(会費は年額5,000円とし、年度途中の入退会であっても同額とする)
2. 総会への出席
3. その他、本会が定めた事業への協力、参加

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 幹事 数名
- 監査 2名

第9条（役員を選出）

役員は会員の中から選出し、総会で信任を得なければならない。

第10条（役員の任期）

役員の任期は1年とし会計年度と同じくする。ただし再任を妨げない。

第11条（会議）

1. 総会は年に一回開催し、本会の最高議決機関とし、活動方針、予算・決算の承認、役員を選出、会則の変更などを行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。
2. 役員会は会長、幹事で組織し、会の主要事項を審議する。

第12条（会計）

本会の経費は、会費、寄付金、事業収入をもって充てる。決算に関する書類は、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（各部の活動）

本会は事業の円滑な遂行のために必要な部会を置くことができる。各部は総会の議決もしくは役員会が必要を認めたととき、設置もしくは廃止できる。各部の部員は役員会の承認を経て、会長が委託する。

第15条（改訂および変更）

本会の会則の改訂、及び変更は、総会において決定する。

第16条（設立年月日）

本会の設立年月日は1990年12月1日とする。

（附則）

この会則は、2013年7月27日施行から施行する。

2014年6月21日改定

2015 年 6 月 21 日改定
2020 年 10 月 1 日改定